

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを  
利用する子供たちの利用料が**無償化**されます。



0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

## 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

### 【対象者・利用料】

**幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する1号・2号認定の3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料が無償化されます。**

無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。

保育所、認定こども園の2号・3号における延長保育料は無償化の対象外です。

通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。

**0歳から2歳までの3号認定の子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。**

さらに、子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

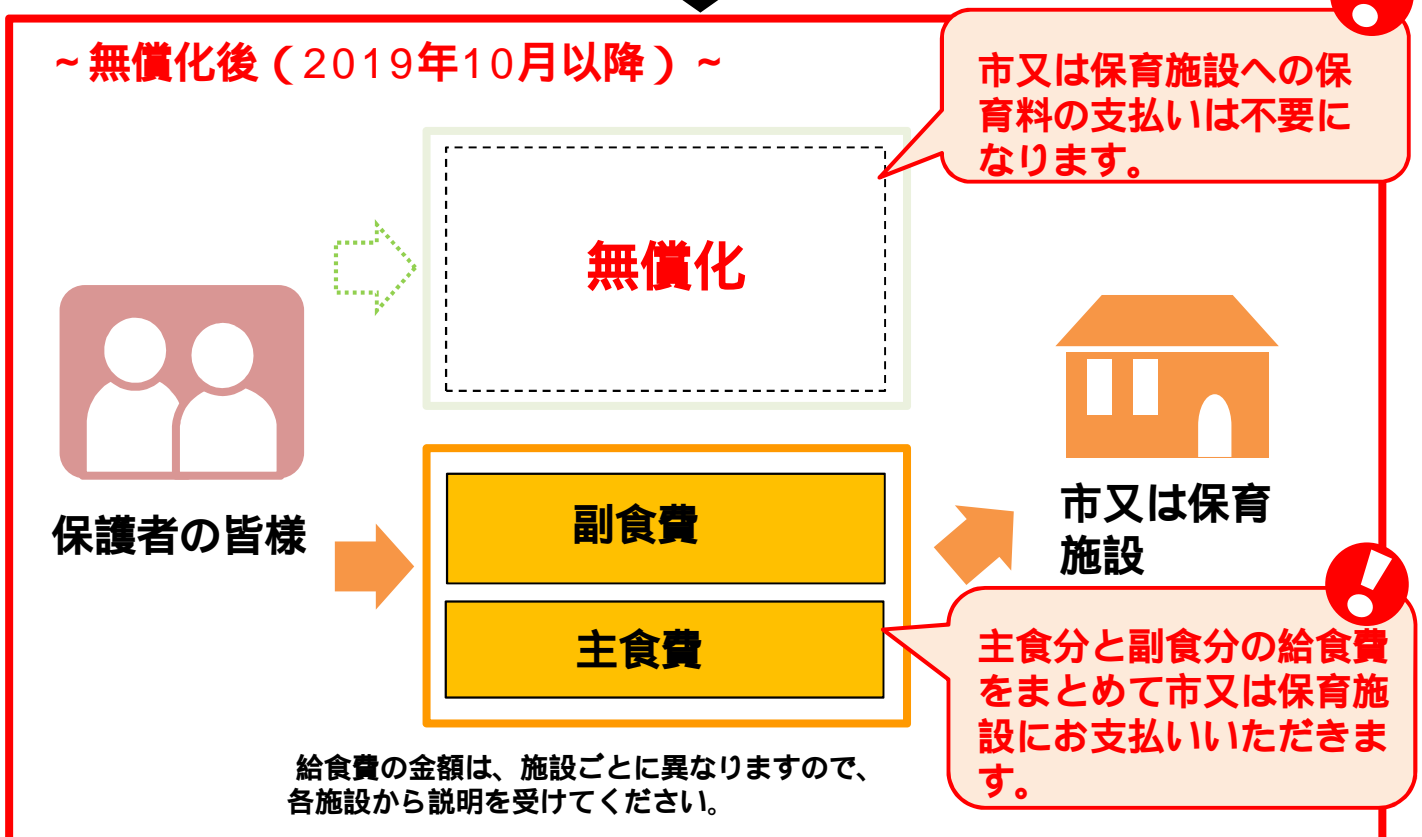
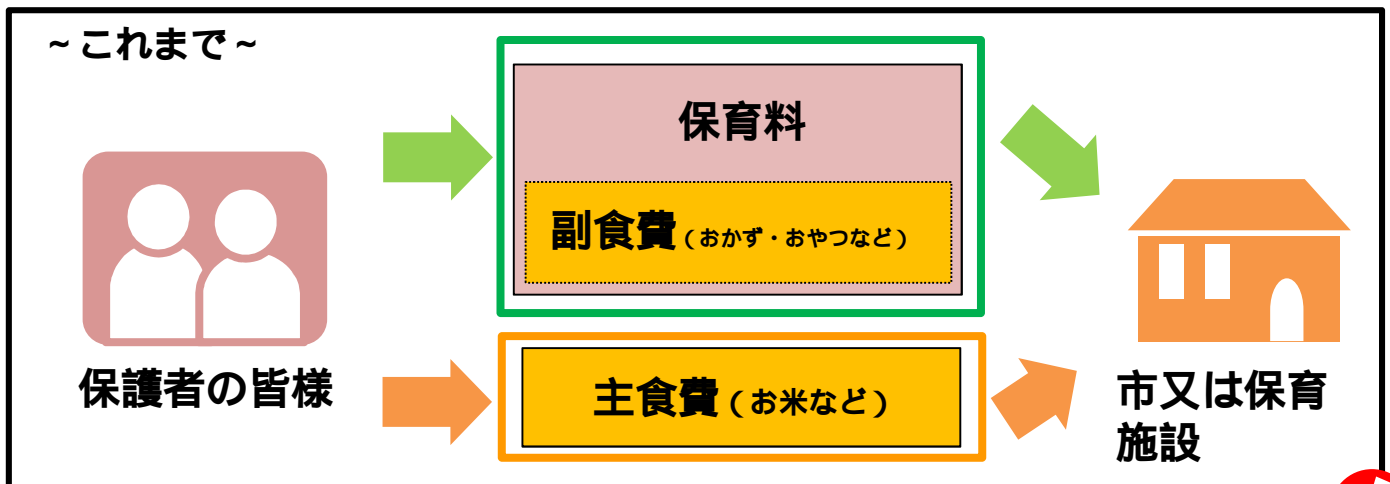
(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

### 【対象者へのお知らせ】

10月から保育料無償の対象となる方に対しては、9月下旬頃、「保育料無償のお知らせ」を送付させていただく予定です。また、副食費免除の対象の方にも「副食費免除のお知らせ」を併せて送付させていただきますので、ご確認願います。

## 2号認定子どもの方へ

現在、保育所・こども園を利用されている2号認定の3～5歳児の給食費（主食費・副食費）のうち、**副食費（おかず・おやつなど）**については**保育料の一部として**、保育所・公立認定こども園（2号）の方は市に、民間認定こども園（2号）の方は保育施設にお支払いいただいております。10月以降、保育料は無償化されますが、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則です。今後は、**給食費として主食費と副食費をまとめてお支払いいただくこととなります**ので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。



問い合わせ先：川西市教育委員会こども未来部幼児教育保育課

TEL：072 - 740 - 1175